

出席率の算出と出席免除会員

『出席率の算出と出席免除会員』に関する 2016 年手続要覧(3 年毎更新)記載の条文と補足をご案内致します。

※下記に記載の通り、現行の標準ロータリークラブ定款では、いくつかの条項に優先する規定または要件を含むロータリークラブ細則を定めていただくことも可能です

標準ロータリークラブ定款

第 7 条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第 8 条第 1 節、第 12 条、第 15 条第 4 節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

第 12 条 出席

第 3 節 — 出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由あるいは子どもの誕生、養子縁組、または里親となることにより 12 カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の 12 カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも 20 年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第 4 節 — RI 役員の欠席。 会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 — 出席の記録。 本条第 3 節 (a) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 3 節 (b) または第 4 節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

【補足】

- 1) クラブの出席率の計算については、次ページの具体例を参照。
- 2) 個人の出席率の計算について、RI としての規定なし。
→個人の出席率の計算方法や、『皆出席会員に該当するか』等について、クラブ・地区内で判断可
- 3) 『第 7 条 例会と出席に関する規定の例外』により、上記に沿わない内容であったとしても、クラブ細則に例外規定を設けることによって独自のガイドラインを定めることが出来る。ただし例外を適用して良いのはクラブ定款第 8 条第 1 節、第 12 条、第 15 条第 4 節の範囲に限定される。

※現行の規定で『免除会員』の資格を失ってしまった方への救済策として、『2016 年以前に免除会員であった会員に関しては、現行の標準ロータリークラブ定款により該当しなくなってしまう場合でも、引き続き免除会員とするものとする』などの文言をロータリークラブ細則に含めることを検討できる

出席率の計算式

$$\frac{\text{当日出席した正会員数}}{\text{全正会員数} - (\text{当日欠席した免除適用を受けた正会員数})} \times 100$$

出席計算例

全正会員数：50名

- ・出席免除の適用を受けていない正会員数：49名
- ・第9条第3節(a)、(b)、第4節の何れかの
出席免除の適用を受けた正会員数：1名

1) 出席免除の適用を受けた会員を含めて50名全員が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{50}{50} \times 100 = 100\%$$

2) 出席免除の適用を受けた会員1名が欠席し、その他49名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{49}{50-1} \times 100 = 100\%$$

3) 出席免除の適用を受けていない会員が1名欠席し、その他49名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{49}{50} \times 100 = 98\%$$

4) 免除会員と免除適用を受けていない会員が1名ずつ欠席し、その他48名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{48}{50-1} \times 100 = 97.9\%$$

(2018年7月24日更新)